

# 保護帽購入促進助成金交付要綱

令和5年12月14日制定

令和6年6月12日改正

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

## (目的)

第1条 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部（以下「当支部」という。）は、労働災害防止等（以下「労災対策」という。）の推進を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、その費用の一部助成について必要な事項を定める。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる労災対策物品を購入した会員とし、当支部会費未納または社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した場合は、入会日以降に購入したものを対象とする。

## (助成対象物品等)

第3条 助成対象物品は、別表1に定めるものとする。

## (助成額及び助成の上限額)

第4条 第3条に定める助成対象物品の購入費用（消費税を除く。）に対する1会員あたりの助成上限額は、別表2に定めるとおりとする。

## (予算総額)

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

## (助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、当該年度の4月1日から2月末日までに購入・支払いが終了したものであるものとする。

2 助成申請期間については、2月末日までとする。

なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

## (実績報告及び助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を支部長に提出し請求するものとする。

(1) 保護帽購入促進助成事業実績報告書（助成金交付申請書）（様式1）

(2) 請求書（写）（購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの）

(3) 支払いを証明できるもの（領収書（写）又は振込依頼書（写）等）

(4) 購入した物品の写真（保護帽の内側に貼付されている検定合格標章が確認できるもの）

(5) その他当支部が必要と定めるもの

(助成金の交付決定)

第8条 当支部は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行う。

(助成金の交付)

第9条 当支部は、交付決定後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当支部は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当支部が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、支部長が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和5年12月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
1. 本要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 (助成対象物品等：保護帽(ヘルメット)本体) ※

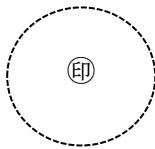
(1) 貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときに使用する保護帽(ヘルメット)  
ただし、型式検定(国家検定)に合格した「墜落時保護用」の製品とする。

別表 2 (助成額及び助成の上限額)

登録台数	1 会員あたり助成金額(上限額) 購入価格の 1/2 (税別) (1, 000 円未満切り捨て)
(1) 20 台未満	2 万円
(2) 20 台以上 50 台未満	3 万円
(3) 50 台以上 80 台未満	4 万円
(4) 80 台以上	5 万円

○別表 2 における登録台数(被けん引車を除く。)は、当支部で把握している当該年度の 4 月 1 日時点の登録台数(新規入会会員は、入会時の登録台数)とする。

様式 1



令和 年 月 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部長 殿

所在地

会社名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

メールアドレス

## 保護帽購入促進助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

保護帽購入促進助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり申請します。

記

助成金請求額	円
--------	---

### 1. 物品等購入内訳書

整理番号	購入物品名(型式)	購入先	購入個数	購入金額(税別)	購入年月
1					令和 年 月
2					令和 年 月
合計金額				円	

### 2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・( )			支店
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

### 3. 添付書類

- (1) 請求書(写)(購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの)
- (2) 支払いを証明できるもの(領収書(写)又は振込依頼書(写)等)
- (3) 購入した物品の写真(保護帽の内側に貼付されている検定合格標章が確認できるもの)
- (4) その他当支部が必要と定めるもの

### 4. 社会保険等の加入に係る誓約

弊社は、保護帽購入促進助成金交付の申請に対し、社会保険等に加入していることを誓約いたします。なお、助成金受領後に保護帽購入促進助成金交付要綱第10条に該当する事実が判明した場合、速やかに助成金を返還いたします。

会社名

印

代表者名